

令和6年11月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和6年11月29日(金) 午後1時30分～午後2時45分
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内甕 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一		
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
06. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地の利用目的変更届について
08. 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)について
09. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)について
10. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
11. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長
 農地係主事 振興係主任主査

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	<p>ただいまから、令和6年11月、始良市農業委員会 総会を、開会いたします。</p> <p>出席農業委員は、19名中18名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。</p>
<p>————— 会務報告 —————</p>	
議長	まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
<p>————— 日程第1 議事録署名委員の指名 —————</p>	
議長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条 第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただきますことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、農業委員5番、農業委員6番にお願いいたします。
<p>————— 日程第2 会議書記の指名 —————</p>	
議長	<p>次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐兼農地係長と、局長補佐兼振興係長を、指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。</p> <p>該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。</p>

—— 日程第3 議案第1号 ——

議長 それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。
1番から7番について、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について説明します。公告日は11月29日で、契約の始期は、令和6年12月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、5年間で2件、9年間で1件、10年間で4件で合計7件で23,863㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからありますので、ご確認ください。議事参与の制限に関わるものはないようでしたが、関連する方がいらっしゃいましたら、申し出てください。以上で1号議案の説明を終わります。

議長 これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から7番について、質疑に入ります。
1番から7番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員 「質疑・意見なし」

議長 それでは、お諮りいたします。
議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から7番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員 [賛成多数]

議長 賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から7番については、原案のとおり決定いたしました。

—— 日程第4 議案第2号 ——

議長 次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から10番について、説明をお願いします。なお、10番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。
まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、議案第2号農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、4～6ページです。今月の申請件数につきましては、10件となっております。先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、まず、1番について説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町西別府の畑が1筆、面積が1,016㎡で売買による所有権移転です。以上で1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、9番推進委員です。調査報告いたします。令和6年11月12日、電話で譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と従業員3名。地域の山林の保全管理をしたり、畑では根菜を栽培していました。農業用機械は、トラクター、軽トラ、林業機械を所有されておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めまます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き2番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、平松の畑が2筆で、面積が437㎡で売買による所有権移転です。以上で、2番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、5番推進委員です。調査報告いたします。令和6年11月14日、譲受人の奥さんの弟さん立ち合いのもと、譲受人宅にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地が居住地に近い荒れ地はいるが畑にして使いたいとのことでした。農業用機械は、管理機、草払い機を所有。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めまます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き3番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田の畑が1筆で、面積が632㎡で贈与による所有権移転です。以上で、3番の説明を終わります。</p>

議長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、2番農業委員です。調査報告いたします。令和6年11月13日、申請地にて譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は長年耕作しており、譲渡人から話があり、引き受けることになった経緯を話された。野菜や果樹を栽培する予定のようです。労働力は、1名。農業用機械は、軽トラ、耕うん機などです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き4番につきまして説明します。譲受人、譲渡人、申請地は、増田の田が1筆、面積が832㎡で売買による所有権移転です。以上で、4番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番推進委員です。調査報告いたします。令和6年11月12日、現地にて、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、夫婦2名。農業用機械は、軽トラ、1tトラック、2tトラックなどで、申請地にハウスを建てたいとのことで、現在観葉植物のネット販売をしており、このハウスでも観葉植物を育てたいとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き5番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇で、申請地は蒲生町下久徳の田が1筆、面積が1,283㎡で売買による所有権移転です。以上で、5番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、先日、推進委員4番に、調査をしていたいただきましたが、本日、推進委員4番欠席の為、農業委員7番からの、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7番農業委員です。調査報告いたします。令和6年11月14日、現地にて譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。

	<p>譲受人は農業と会社役員の兼業で、申請地にてサツマイモを栽培し、自家消費と一部販売を考えているとのことでした。申請地と合わせて2.7ha栽培しているとのことでした。労働力は、本人と奥さんと娘さんの3名ですが、繁忙期は、従業員も手伝うとのことでした。農業用機械は、トラクター2台、サツマイモ収穫機3台です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めまます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き6番につきままして説明しまます。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、で申請地は、蒲生町白男の畑が1筆、面積が384㎡で売買による所有権移転です。以上で、6番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いしまます。</p>
委 員	<p>はい、1番推進委員です。調査報告いたしまます。令和6年11月16日、譲受人宅を訪問しまましたが、不在であり、代理人の行政書士に聞き取りを行い、申請地を調査いたしまました。この物件は隣接する家屋を購入されたのがきっかけでした。果樹を植えるとのことでした。労働力は、夫婦2名。管理機・草払い機を当面は借りるとのことです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めまます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き7番につきままして説明しまます。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田、畑が1筆の面積が97㎡で売買による所有権移転です。以上で、7番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いしまます。</p>
委 員	<p>はい、2番農業委員です。調査報告いたしまます。令和6年11月14日、現地にて、譲受人の代理人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしまました。申請地は現在、保全管理がなされており、今後は野菜を栽培するということでした。労働力は、2名。農業用機械は、耕うん機、草払機を持っていらっしやいます。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>

議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き8番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、田が3筆、畑が2筆の合計面積が3,608㎡売買による所有権移転です。以上で、8番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、11番農業委員です。調査報告いたします。令和6年11月19日、現地にて、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現地の古民家を購入されその隣接する申請地も合わせて購入されたとのことでした。労働力は、本人、娘婿さんと近所の親戚で作業をするとのことでした。これまでも米作りや野菜作りをしていたとのことでした。農業用機械は、一式揃っているとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き9番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、畑が3筆の合計面積が802㎡で親子間の贈与による所有権移転です。以上で、9番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、4番農業委員です。調査報告いたします。令和6年11月13日、譲受人に電話にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現在、申請地は草が生い茂っていますが、草刈り等行えば、耕作することができると思います。労働力は、夫婦2名と両親です。野菜と切り花を栽培し、一部は販売するとのことでした。農業用機械は、耕うん機と防除機、軽トラです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から9番について、質疑に入ります。 1番から9番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員	「質疑・意見なし」
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から9番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	〔賛成多数〕
議長	<p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から9番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは、10番の関係者、農業委員1番の退席をお願いします。</p>
委員	(委員 退席)
議長	10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、引き続き10番につきまして説明します。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は蒲生町米丸の田が1筆で、面積が801㎡で売買による所有権移転です。以上で、10番の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	<p>はい、2番推進委員です。調査報告いたします。令和6年11月13日、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、親子3名。農業用機械は、一式揃っていらっしゃいました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、10番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします</p>
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、10番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>

委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、10番についても、原案のとおり決定いたしました。 農業委員1番の着席をお願いします。
委員	(委員 着席)
——— 日程第5 議案第3号 ———	
議長	次に、日程第5、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について説明いたします。総会資料7ページです。今回の申請件数は1件です。申請人は〇〇、土地の所在は北山の田、464㎡です。使用目的は、公共工事に伴う現場事務所、資材置き場、駐車場として、令和6年3月5日に5条許可、一時転用がされています。変更の理由としましては、工事施工業者の変更に伴い、事業計画の変更を行うものです。なお、この案件につきましては、議案第4号の4番と関連があります。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、議案第4号の4番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、16番農業委員です。農地区分は第2種農地とその他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、〇〇から東に約150mです。被害防除現況としましては、東が山林、西が宅地、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和7年3月31日までの一時転用のため、終了後、農地に復元するよう条件を付けました。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番について、質疑に入ります。

	<p>質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番については、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。</p>
	<p>———— 日程第6 議案第4号 ————</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から10番について、説明をお願いします。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は8ページと12ページでございます。今月の申請件数につきましては、10件であります。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、蒲生町白男の畑が2筆で、面積は249㎡で所有権移転となっております。農地区分は第2種農地で、転用目的は、資材置き場・駐車場、申請理由は、事業者の駐車場・資材置き場として、利用したいとのことです。なお、始末書付きで、追認で許可を得るものとなっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、先日、農業委員9番に、調査をして頂きましたが、本日、農業委員9番欠席の為、農業委員1番からの、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、1番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、その他農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約1,300mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項</p>

	<p>は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、蒲生町白男の田が1筆で、面積は346㎡で所有権移転となっております。農地区分は第2種農地で、使用目的は、重機置き場、家庭菜園として使用したいとのことです。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>1番と同様の理由により、農業委員1番からの、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、1番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約1,300mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が原野、南が里道、北が県道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特になしです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、船津の畑が1筆で、面積は420㎡で所有権移転となっております。農地区分は第2種農地で、転用目的は、一般住宅1棟、申請理由は自己の住宅の建築となっております。なお、資料の16ページになります。1つ訂正がございます。16ページの左5条計画書の2番目の(1)、日照の問題で、緑地、干渉地を設ける、当初1.2mほど住宅の方から間隔をもうける予定でしたが、現地調査により指導があり、西側の畑の耕作者と協議した上で、3m離すということで、合意しております。なお、図面は修正済です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい、6番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他農地のため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約130mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が宅地、北が雑種地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、建設時の日照を確認することです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、申請地は、北山の田が1筆で、面積は464㎡で賃借権となっております。農地区分は第2種農地で、使用目的は、現場事務所、資材置き場、駐車場として使用したいとのことです。申請理由として、公共工事に伴う現場事務所の設置になります。また、一時転用ということで、令和7年3月31日までとなります。なおこの案件につきましては、議案第3号の1番と関連があります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>本件につきましては、議案第3号の1番で、農業委員16番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。</p> <p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の田が7筆で、面積は合計で4,425㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地造成です。申請理由として16区画の宅地造成となっております。また、隣接地の宅地67.96㎡と一体利用として全事業面積4,492.96㎡の宅地造成です。なお、3,000㎡を超えていますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件となっております。条件としまして、県の開発許可を得ることとなっております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、7番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約320mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が県道・宅地、南が里道、北が田・畑・宅地です。申請実現の確実性</p>

	<p>としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、県の開発許可を得ることとなっております。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、平松の畑が3筆で、面積は943㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地造成です。申請理由として、事業用の1区画を造成し、事業予定者に販売するものです。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、7番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地のため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約220mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が市道・水路、南が宅地、北が宅地・畑です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、農地水路に土砂流出がないようにすることです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、西餅田の田が1筆で、面積は337㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、一般住宅地として使用したいとのことです。申請理由として、現在借家住まいのため、自宅を建築し、永住するものです。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、3番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地のため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、西</p>

	<p>に、約210mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が市道、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特になしです。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、船津の畑が1筆で、面積は300㎡で所有権移転となっております。農地区分は第1種農地で、転用目的は、農機具置場・通路です。申請理由は隣接農地での作物収穫等の際に、農機具置場・通路として利用することです。なお、始末書をつけて、追認許可を得ようというものです。隣接地の山林と一体利用をして全面積が340㎡です。また、農地区分が第1種農地なので、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、5番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、打1種農地であるが、不許可の例外である農業用施設等に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約30mの位置です。被害防除現況としましては、東が原野、西が雑種地、南が宅地・畑、北が宅地・畑です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特になしです。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、東餅田の畑が1筆で、面積は712㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地で、転用目的は、建売住宅地となります。申請理由として、建売住宅3棟を建築して販売するものです。以上で説明を終わります。</p>

議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 6 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、6 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地のため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約 2 1 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市公衆用道路、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特になしです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、1 0 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	1 0 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、東餅田の田・畑が 1 筆ずつで、面積は合計 5 2 2 m ² で所有権移転となっております。農地区分は第 3 種農地で、転用目的は、宅地造成です。申請理由として、1 区画宅地造成し、販売するものです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 3 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、3 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地のため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約 6 4 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が水路、南が水路、北が畑です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特になしです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 1 0 番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。

委員	<p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>なお、5番、8番、につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>
<p>——— 日程第7 議案第5号 ———</p>	
議長	<p>次に、日程第7、議案第5号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地の利用目的変更届について、ご説明いたします。総会資料は13ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。申請地は、増田の田が1筆、面積は832㎡となっております。農地区分は、農用地区域内農地です。使用目的は、農業用施設、ビニールハウスの設置でして、申請理由として、観葉植物を育成、販売するためビニールハウスを設置するものです。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員5番に、議案第6号の1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、5番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置は、〇〇から、北に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が県道、西が農道、南が店舗、北が田です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>これより、議案第5号、農地の利用目的変更届についての、1番について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地の利用目的変更届についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号、農地の利用目的変更届についての、1番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>—— 日程第8 議案第6号 ——</p>
議 長	<p>次に、日程第8、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。総会資料は14ページです。今月の申請件数につきましては、用途区分変更1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇。変更区分は、用途区分変更です。土地の所在は増田の田で、面積は832㎡です。変更前の用途区分は農地、補助事業はありません。変更後の用途は農業用施設用地であり、申請理由は、観葉植物を育成・販売するためにビニールハウスを設置するということです。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>本件につきましては、議案第5号の1番で、農業委員5番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。</p> <p>これより、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての1番について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p>

	<p>議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての、1番について、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>〔賛成多数〕</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての、1番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。</p>
	<p>———— 日程第9 ————</p>
議長	<p>次に、日程第9、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>〔事務局 説明〕</p>
議長	<p>ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議長	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>
	<p>———— 日程第11 ————</p>
議長	<p>次に、日程第11、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>〔事務局 説明〕</p>
議長	<p>ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議長	<p>それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。</p>
	<p>———— 日程第12 ————</p>
議長	<p>次に、日程第12、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。</p>

委員	農業新聞（農業委員）
議長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	始良・伊佐地区農業委員会研修会案内について 農業委員会手帳について 利用意向調査・非農地調査について
議長	それでは、以上をもちまして、令和6年11月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議事録署名委員	
署名委員_____	
署名委員_____	